

令和3年10月26日
学 長 裁 定

北海道情報大学行動規範

北海道情報大学の研究者及び研究に携わる者は、競争的研究費等が貴重な共有財産を原資としていることを常に意識し、高等教育機関の一員として社会的責任を果たすべく日々努力し、また、社会の礎となる人材を育成しているという自覚のもと、模範となるような高い倫理観を持ち、研究の目的達成のために、次に定める行動規範を遵守します。

なお、北海道情報大学の研究活動に携わるすべての研究者及び研究に携わる者は、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」（平成25年1月25日改訂）に基づき、研究活動を行います。

1. 私たちは、研究活動において社会倫理を守り、常に適正な研究活動が行えるよう環境を整備し、また常に法令や関係規則についてその意味を深く理解し、適正に研究を行います。
2. 私たちは、研究活動を通じて広く情報を発信し、組織としての透明性を保持するとともに、大学の持つオリジナリティに基づく研究成果を還元し、社会の発展のために貢献します。
3. 私たちは、研究活動上知り得た機密情報などについて適切に管理・保護します。
4. 私たちは、研究において取得した有形無形の資産について、その重要性を理解し、有効に活用するとともに、保護します。

附 則

この行動規範は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この行動規範は、令和3年10月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。